

支払保証制度の確立などパブリックコメント提出内容

受付番号	201311280000226218
提出日時	2013年11月28日09時37分
案件番号	495130162
案件名	「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行に係る政令案・省令案・告示案等に関する御意見募集（パブリックコメント）について
所管府省・部局名等	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 電話：03-5253-1111 内線3329
意見・情報受付開始日	2013年11月06日
意見・情報受付締切日	2013年12月05日

提出意見	<p>「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行に係る政令案・省令案・告示案等に関する意見（パブリックコメント） 「JAL退職者懇談会」</p> <p>厚生年金基金はA I J事件を契機に解散・移行・存続の見直しが行われそれぞれ緩和措置が設けられ、政令・省令による改正が行われます。 このこと自体は当面の事後処理的な措置で、大半は積立不足のまま解散を余儀なくされ、本来あるべき受給者の受給権が大きく損なわれます。 存続基金から確定給付企業年金などに移行できたとしても、その後の受給権が確保される保障はありません。 企業年金制度は受給権を保障するための支払保証制度が確立していないため、受給者・受給権者は解散などの際には大きな損害を被り老後保障の設計が崩壊します。 法的な損害賠償請求などは、個人的には負担が大きく、受給者の立ち場や受給権を軽視した判例が相次いでいる下で勝訴は困難であり、支払い保証制度の早期確立が必要です。</p> <p>以上の観点から、今回の改正についての不足点について以下のように要請いたします。</p> <p>1、あらためて支払保証制度の確立に向けて議論の場を設け、規制当局として厚生労働省は前向きな取り組みを行うよう要請いたします。</p> <p>2、公的年金も企業年金も公助・共助から自立・自助への個人責任への見直しが進もうとしています、誰もが安心できる老後保障の制度としては、企業年金制度の基準緩和措置のみではなく、受託者責任の強化を図るよう要請いたします。 今回の移行支援の緩和基準が確定給付企業年金制度そのものへの給付減額手続き緩和や解散手続き緩和につながることを危惧します。 ・キャッシュバランスプランの給付設計弾力化（給付額算定予定利率下限を「ゼロ以上」に緩和、給付額再評価指標の選択肢を運用実績や全期間通算ゼロ以上に緩和）は受給権保護を弱めるものです。</p> <p>・解散認可基準の緩和（代議員定数3/4以上の議決を2/3以上に、全加入者の3/4以上の同意を2/3以上の同意に）は、議決権のない受給者にとっても不利益を被ることになります。</p> <p>3、受給権保護の観点から、附帯決議三項の「厚生年金基金の解散・移行に当たり、母体企業が退職金規程等に基づく退職給付義務を履行するよう指導を行うこと。」に基づく指導内容について具体的に明らかにするよう要請します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>「JAL退職者懇談会」 連絡先：〒236-8799郵便事業会社 横浜金沢支店留 「JAL退職者懇談会」 Eメール jalobkondankai@gmail.com</p>
------	--